別添資料10

OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託設計共同体取扱要綱

## 第１条　（目的）

この取扱要綱は、「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託」（以下「本業務」という。）及び本業務の完了後に予定している後続業務（実施設計等モニタリング（設計監修）業務、工事監理等業務（以下合わせて「設計後続業務」という。））を実施するに当たり結成される設計共同体の取扱いについて、必要な事項を定めるものです。

## 第２条　（構成員の要件）

設計共同体の構成員の要件は、次のとおりとします。

1. 複数の企業により自主的に結成された設計共同体であること。
2. 構成員数は、5者以内であること。
3. 構成員は、「OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託公募型プロポーザル公募要領」に掲げる応募者の資格要件をすべて満たしていること。
4. 構成員の中から代表企業を定めるとともに、管理技術者及び各主任担当技術者を選出すること。
5. 代表企業の出資割合が最大であること。また、各構成員の最低出資割合は10％以上とすること。
6. 代表企業が資格要件を欠くに至った場合、当設計共同体は本件に関する参加資格を失うものとする。

なお、代表企業以外の構成員が資格要件を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに資格要件の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担を変更すること。

## 第３条　（協定書の作成）

設計共同体を結成して本業務に参加しようとするときは、構成員の間で協定書を作成しなければなりません。

なお、作成する協定書は、「別紙　OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託設計共同体協定書（案）」（以下「設計共同体協定書」という。）を参照してください。

## 第４条　（設計共同体の運営形態）

設計共同体の運営形態は、各構成員が、それぞれ優れた技術を有する分野を分担しつつ、各構成員が一体となって業務を実施するものとします。

## 第５条　（設計共同体の提出書類）

設計共同体を結成しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

1. 設計共同体協定書
2. 設計共同体に関する委任状

## 第６条　（契約の締結）

本業務の契約の締結は、設計共同体の代表企業がこれを行うものとします。

## 第７条　（存続期間）

本業務の契約を締結した設計共同体の存続期間は、本業務の履行完了後、又は設計後続業務完了後24ヶ月を経過するまでとします。

２　本業務の契約を締結した者以外の設計共同体の存続期間は、当該業務に係る契約が締結された日までとします。

## 第８条　（連帯責任）

各構成員は、本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとします。

## 第９条　（契約不適合責任）

設計共同体が履行した事業の契約不適合責任は、各構成員が連帯して負うものとし、設計共同体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とします。

## 第１０条　（構成員の脱退及び除名）

設計共同体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、存続期間中は、発注者及びその他の構成員全員の承認を得なければ脱退することはできません。

２　設計共同体は、構成員に重大な義務の不履行その他除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、発注者の承認を得なければなりません。

## 第１１条　（残存業務に対する処置）

本業務の契約締結後、設計共同体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存構成員が役割を引き継ぎ、当該業務を行うものとします。ただし、残存構成員のみで適正な履行が困難なときは、発注者及び残存構成員全員の承認により新たに構成員を追加させることができるものとします。

## 第１２条　（残存業務に対する処置）

本業務の契約締結時に代表企業が、藤沢市契約規則（以下「規則」という。）第２８条第２項第２号の規定に該当する場合は、当設計共同体は規則第２８条第２項第８号に該当するものとし、契約保証金の全部又は一部を免除できるものとします。

２　設計共同体の構成員（代表企業を除く。）として履行した契約は、規則第２８条第２項第２号の当該契約には含まないものとします。

附　則

この要綱は、令和7年2月14日から施行し、その目的を達成した日にその効力を失うものとします。

**OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託設計共同体協定書**

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

1. OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託及び本業務の完了後に予定している後続業務（実施設計等モニタリング（設計監修）業務、工事監理等業務（以下合わせて「設計後続業務」という。））（以下総称して「業務」という。）
2. 前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当設計共同体は、〇〇〇〇設計共同体（以下「当設計共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当設計共同体は、事務所を〇〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当設計共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後、又は設計後続業務履行後24ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当設計共同体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当設計共同体の構成員は次のとおりとする。

所在地　〇〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名　〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名　〇〇　〇〇

所在地　〇〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名　〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名　〇〇　〇〇

所在地　〇〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名　〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名　〇〇　〇〇

（代表者の名称）

第６条　当設計共同体は、〇〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当設計共同体の代表者は、業務の履行に関し、当設計共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。なお、設計後続業務において、出資割合を変更する場合は、別途協定書の変更を行うものとする。

〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇％

〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇％

〇〇〇〇〇〇〇　　〇〇％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当設計共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他当設計共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当設計共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当設計共同体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当設計共同体の名称を冠とした代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより（又は、第８条に規定する出資割合により）必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通経費の分担）

第13条　本業務を行うに当たり発注した共通の経費等については、第８条に規定する出資割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第14条　当設計共同体は、本業務のしゅん工の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第15条　決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第16条　決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第17条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当設計共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第18条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第19条　構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当設計共同体が業務の履行を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分配し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第20条　当設計共同体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第21条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第19条を準用するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承諾を得て、新たな構成員を当設計共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

（契約不適合責任）

第22条　当設計共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第23条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　〇〇〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり、〇〇〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてのこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持し、1通を藤沢市に提出するものとする。

　2025年（令和7年）〇〇月〇〇日

〇〇〇〇設計共同体構成員

〔代表企業〕

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

〔構成員〕

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

〔構成員〕

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印